

應接ヲ得ラ之ニ對立シタルニ因ル  
六強 過

(1) 労働者側ノ動靜

解雇言渡シテ受ケタル前記鈴木隆男ハ直ニ該全部組長島山巍ヲ通シ東京鉄工組合本部裏本席藏ニ善處方ヲ依頼シタルガ依頼ヲ受ケタル同人ハ即日電話ヲ以テ不敢取會社ニ對シテ告朔期内就勞セシメラレタキ旨交渉之カ諒解ヲ得テ引續キ就勤中ナルガ組合側ニアリテハ此ノ間ニ於テ飽迄同人ノ復發方ニ關スル交渉ヲ為スト共ニ別ニ此ノ際待遇改善ニ關スル嘆願書ヲ提出セムト之ガ準備中ナリ

(2) 倉社側ノ動靜

倉社側ニアリテハ前記鈴木隆男ノ解雇問題ハ本人ヨリ此ノ際倉社ノ秩序ヲ紊乱シタルモノト認シ始末書ヲ徴シ解雇取消ヲナス模様ノ如ク又待遇改善ニ關スル嘆願書ノ提

出セラレタル場合ニ於テ之ヲ検討シタハ上善處セントスル妥協的意圖ヲ有セリ

七 警 察 事 故

ナシ

右及申報候也